

第1日

令和2年11月30日（月）

午前10時零分開会

○議長（堀尾俊浩君） これより令和2年第7回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

5番加藤正二議員

6番小島清人議員

を指名いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案2件の送付を受けました。

これらを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに、令和2年第7回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会に提案申し上げます議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本臨時会では、条例の改正について2件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第78号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市議会議員及び市長等の期末手当の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第79号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定方針に準じて、職員の給与の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御

議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時4分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第78号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第79号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

---

午前11時零分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第78号議案ほか1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 小島清人君登壇)

○総務文教常任委員長(小島清人君) ただいま議題となりました第78号議案ほか1件に

つきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第78号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

令和2年10月に、人事院から国の指定職俸給表の適用を受ける職員等の期末手当を年0.05月分引き下げる勧告が行われました。本件は、人事院勧告の内容に準じ、議員及び市長等特別職の職員の期末手当について、本年12月支給分から0.05月分を引き下げ、支給月数を1.65月とし、令和3年度以降は、6月と12月の支給月数をそれぞれ1.6月にしようとするものです。

執行部によると、今回の人事院勧告は、期末・勤勉手当について、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近の1年間の支給割合が国家公務員の支給月数を下回ったことから、支給月数を年3.40月から年3.35月に引き下げ、均衡を図るものであるとのことです。

委員会では、他市との支給月数の比較、そして、これまで人事院勧告に準じた支給月数の改定が行われてきたのかを確認しました。執行部の説明によると、期末手当の支給月数については、県内の多くの市が人事院勧告に準じ、年3.40月となっておりますが、朝倉市においては平成29年7月九州北部豪雨災害を鑑み、平成29年度以降、人事院から毎年0.05月の引上げが勧告されたものの、増額改定を見送ってきており、年3.25月であるとのことです。

本委員会としましては、議員及び市長等特別職の職員の期末手当の支給月数については、平成29年7月九州北部豪雨災害を鑑み、平成29年以降、人事院勧告に準じた引上げを据えてきておりますが、コロナ禍における民間事業所の状況を踏まえた人事院勧告であることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第79号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定方針に準じて、一般職員の期末手当について、本年12月支給分から0.05月分を引き下げ、支給月数を1.25月とし、令和3年度以降は、6月と12月の支給月数をそれぞれ1.275月にしようとするものです。

委員会では、期末手当の引下げによる影響額について確認を行いました。執行部の説明によると、全会計の合計金額となりますが、期末手当約950万円が減となり、それに伴い、共済負担金約180万円も減となるとのことです。また、職員1人当たりの人件費については、平均約2万円の減となるとのことです。

本委員会としましては、近年、一般職員の期末・勤勉手当については、人事院勧告に準じ改定が行われてきており、今回の改正についても人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定方針に準ずるものであることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決

しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。

本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第78号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて令和2年第7回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時9分閉会